

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則

平成24年3月30日規則第21号

改正 平成24年11月20日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(表示の様式)

第2条 条例第9条第3項、第10条第4項（条例第11条第7項において準用する場合を含む。）、第12条第6項及び第13条第4項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を標準として行うものとする。ただし、文字のみでこれらの規定による表示を行うことを妨げない。

- (1) 条例第9条第3項の規定による表示 様式第1号
- (2) 条例第10条第4項第1号及び第2号（条例第11条第7項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る表示 様式第2号
- (3) 条例第10条第4項第3号（条例第11条第7項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る表示 様式第3号
- (4) 条例第12条第6項の規定による表示 様式第4号
- (5) 条例第13条第4項の規定による表示 様式第5号

(喫煙室の構造又は設備)

第3条 条例第10条第1項に規定する規則で定める喫煙室の構造又は設備は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 給気のため又はスプリンクラー設備その他の消火設備の設置のために必要な開口部（以下「給気等のための開口部」という。）を除き、床面から天井まで達する壁、間仕切り、扉等（以下「壁等」という。）により仕切られていること。
- (2) 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

(区域分煙措置の方法等)

第4条 条例第11条第2項第2号に規定する喫煙することができる室は、次に掲げる基準に適合する構造又は設備を有するものでなければならない。

- (1) 給気等のための開口部を除き、床面から天井まで達する壁等により仕切られていること。
- (2) 壁等に常時開放された出入口を設ける場合にあっては、当該出入口において風速0.2メートル毎秒以上の室内の方向への気流があること。
- (3) 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

2 条例第11条第2項第3号に規定する喫煙することができる階と喫煙することができない階に区分する方法とは、次に掲げる方法をいうものとする。

- (1) 喫煙することができる階を他の全ての階より上階に設ける方法

(2) 喫煙することができる階の構造又は設備を次に掲げる基準に適合するものとする方法

ア 喫煙することができない階に通ずる昇降口に扉等を設けることにより喫煙することができない階へのたばこの煙の排出を遮ることができること。

イ アの扉等を設けることができない場合にあっては、昇降口において風速0.2メートル毎秒以上の喫煙することができる階の方向への気流があること。

ウ 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

3 条例第11条第2項第4号に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 喫煙区域の構造又は設備を次に掲げる基準に適合するものとする方法

ア 送風その他の方法により受動喫煙防止区域へのたばこの煙の排出を遮ることができること。

イ 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

(2) 旅客の運送の用に供する列車を喫煙することができる車両と喫煙することができない車両に区分する方法

(公表)

第5条 条例第18条第3項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第21条第2項の証明書の様式は、様式第6号によるものとする。

(公共的空間から除かれる個室等)

第7条 条例別表第1備考2(2)に掲げる区域は、給気等のための開口部を除き、床面から天井まで達する壁等により仕切られた区域をいうものとする。

2 前項に規定する区域の壁等に給気等のための開口部を設けている場合にあっては、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないように常にたばこの煙を直接屋外に排出することができる設備を当該区域に設けることその他の必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)



様式第2号（第2条関係）



様式第3号(第2条関係)



様式第4号(第2条関係)



様式第5号(第2条関係)



様式第6号(第6条関係)

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年兵庫県条例第18号)第21条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日	
兵庫県知事	
印	

(裏面)

受動喫煙の防止等に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第13条まで及び第16条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第23条

2 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をしない者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

A 7